

組織犯罪対策

第1節 匿名・流動型犯罪グループ対策

第2節 暴力団等対策

第3節 来日外国人犯罪対策

第4節 薬物銃器対策

第5節 犯罪収益対策

第4章
CHAPTER 4



©INTERPOL

1 | 匿名・流動型犯罪グループの情勢

(1) 匿名・流動型犯罪グループの特徴

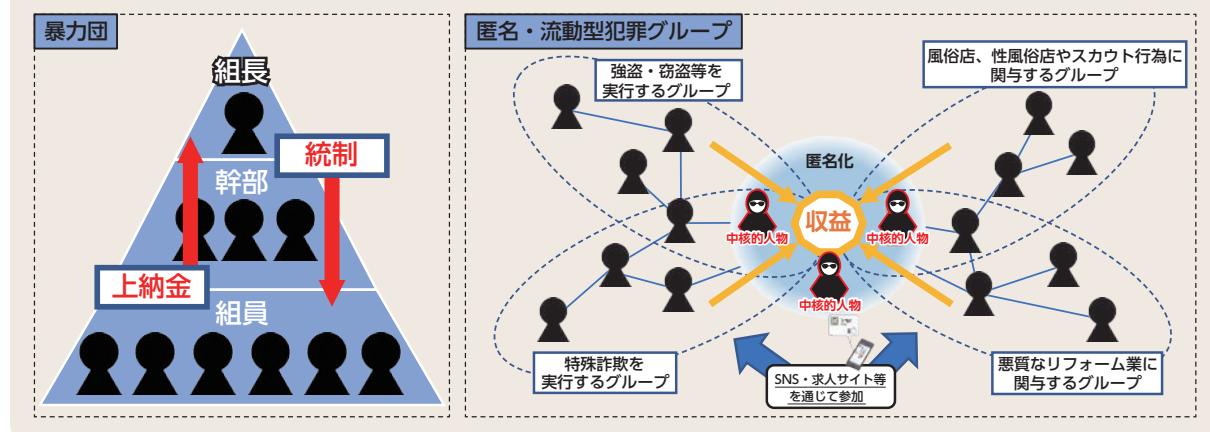
暴力団勢力が衰退していく中、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、先輩・後輩、友人・知人といった人間関係に基づく緩やかなつながりで集団を構成しつつ、暴力団等と密接な関係を有するとうかがわれる集団も存在しており、警察では、従来、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付け、取締りの強化等に努めてきた。

こうした中、近年、準暴力団に加え、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に実行するなどの集団がみられ、治安対策上の脅威となっている。これらの集団は、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、実行犯はSNS等でその都度募集され流動化しているなどの特徴を有する新たな形態のものである。

警察では、こうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付けた上、その動向を踏まえ、繁華街・歓楽街対策、特殊詐欺対策、侵入強盗対策、暴走族対策、少年非行対策等を担う関係部門間における連携を強化し、匿名・流動型犯罪グループに係る事案を把握するなどした場合の情報共有を行い、部門の垣根を越えた実態解明を図るとともに、あらゆる法令を駆使した取締りの強化に努めている。

匿名・流動型犯罪グループの中には、その資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共に謀して犯罪を行っているものも確認されている。匿名・流動型犯罪グループの中には暴力団と何らかの関係を持っているものもみられ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在するとみられる。

図表4-1 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの特徴



(1) 中核的人物の匿名化と犯罪実行者の流動化

匿名・流動型犯罪グループが関与する事件をみると、中核的人物が、自らに捜査が及ぶことのないようにするために、匿名性の高い通信手段を使用して実行犯への指示をするなど、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化される一方、犯罪の実行者は、SNSでその都度募集され、検挙されても新たな者が募集されるなど流動化しているという特徴がみられる。

(2) 多様な資金獲得活動とその収益の還流

匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法なスカウト行為、悪質なリフォーム業、薬物密売等の様々な犯罪を実行し、その収益を有力な資金源としているほか、犯罪によって獲得した資金を風俗営業等の新たな資金獲得活動に充てるなど、その収益を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられる。

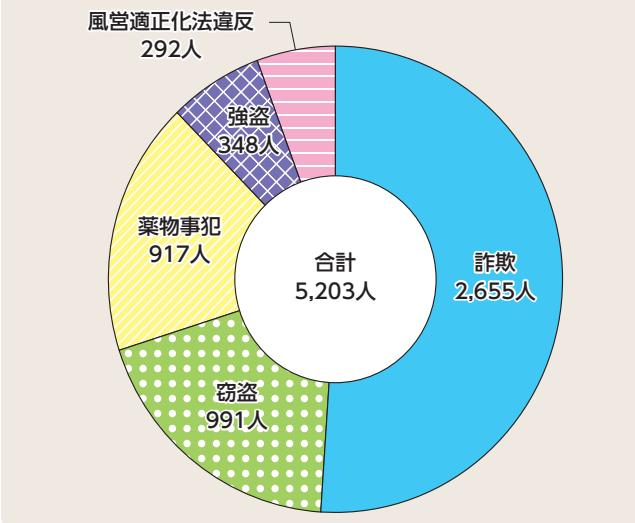
(2) 匿名・流動型犯罪グループによる多様な資金獲得活動の動向

令和6年（2024年）中の匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪^(注1)について、主な資金獲得犯罪^(注2)の検挙人員を罪種別にみると、詐欺が過半数を占め、次いで窃盗、薬物事犯、強盗、風営適正化法違反の順となっている。

匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に加え、令和6年8月以降、関東地方において相次いで発生した、SNS等で募集された犯罪の実行者による凶悪な強盗等や、悪質ホストクラブ事犯、組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質リフォーム事犯のほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪に至るまで、近年、治安対策上の課題となっている多くの事案に深く関与している実態が認められる。

警察では、こうした多様な資金獲得活動に着目した取締りにより、匿名・流動型犯罪グループに対して効果的に打撃を与えるとともに、組織的犯罪処罰法等の積極的な適用により犯罪収益の剥奪を推進している。

図表4-2 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員



CASE ▶

無職の男（44）らは、令和5年2月、インターネットバンキング利用者の口座に不正にログインし、同利用者になりすまして開設した暗号資産取引口座に紐付けられた預金口座に約1,200万円を不正に送金するなどした。同男を指示役とするグループは同様の手口での犯行を繰り返しており、関東管区警察局サイバー特別捜査部が、関係都道府県警察による捜査を通じて得られた情報を集約・分析するとともに、暗号資産の移転状況を追跡するなどした結果、同グループの活動実態を解明し、令和6年8月までに、同男ら9人を不正アクセス禁止法違反（不正アクセス行為）等で逮捕した（サイバー特別捜査部、警視庁、広島、北海道、宮城、茨城、群馬、千葉、静岡、大阪、兵庫、奈良、岡山、愛媛、福岡、長崎及び熊本）。

CASE ▶

建設業の男（32）らは、令和5年12月、点検を装って静岡県内の住宅2軒を訪問し、自ら同住宅の屋根を損壊した上で、修理が必要である旨申し向け、被害者2人から屋根補修塗装工事代金名目で合計約60万円をだまし取った。令和6年9月までに、同男ら3人を詐欺罪等で逮捕した（静岡）。

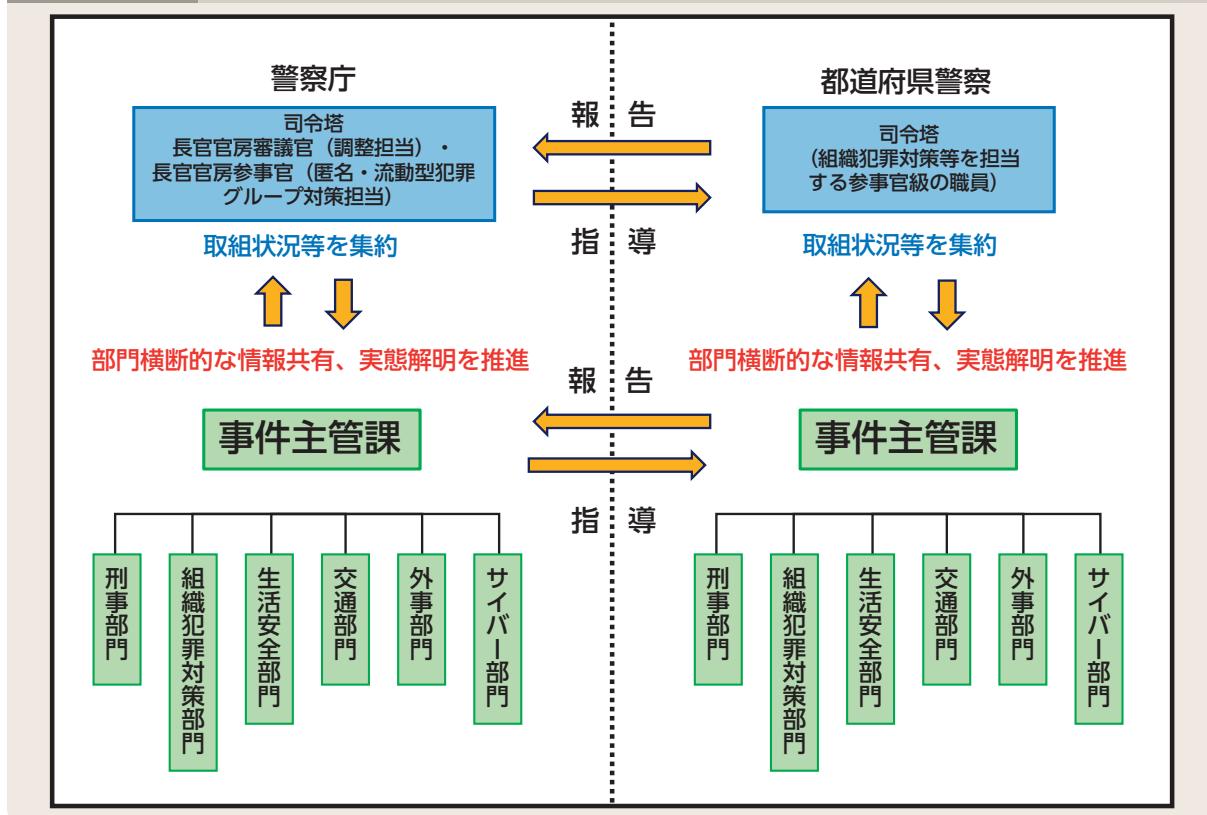
注1：匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得犯罪とは、匿名・流動型犯罪グループの活動資金の調達につながる可能性のある犯罪をいい、特殊詐欺や強盗、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝又は強要、窃盗、各種公的給付金制度を悪用した詐欺等のほか、一般的な経済取引を装った違法な貸金業や風俗店経営、AVへのスカウト等の労働者供給事業等をいう。

2：詐欺、強盗、窃盗、薬物事犯及び風営適正化法違反

(1) 実態解明及び取締りのための体制強化

匿名・流動型犯罪グループが、その匿名性・流動性を利用して、特殊詐欺、強盗・窃盗等の多様な資金獲得活動を行っている実態を踏まえ、その組織構造や内部統制、資金の流れ等を解明し、有効な対策を講じるべく、警察庁において、長官官房審議官（調整担当）及び長官官房参事官（匿名・流動型犯罪グループ対策担当）の取りまとめの下、部門横断的な情報共有、実態解明等を推進するとともに、全国の都道府県警察においても、組織犯罪対策等を担当する参事官級の職員を総合対策の司令塔とし、関係部門における対策の取組状況等を集約し、部門横断的な情報共有、実態解明等を推進している。

図表4-3 匿名・流動型犯罪グループの対策推進体制



また、匿名・流動型犯罪グループによって実行される特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺について、都道府県警察の垣根を越えて迅速かつ効果的な捜査を推進するため、令和6年4月、他の都道府県警察から依頼を受けて管轄区域内で行うべき捜査を遂行する「特殊詐欺連合捜査班」(TAIT^(注))を、各都道府県警察に構築した。特に捜査事項が集中すると見込まれる警視庁、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪及び福岡の7都府県警察では、それぞれ専従の捜査体制を構築し、全国警察から派遣される捜査員を加え、合計約500人の捜査員を配置した。

令和6年中の TAIT を活用した特殊詐欺事件等の検挙件数は323件であった。

CASE ▶

無職の男（22）は、令和6年4月、高齢者の息子になりすまし、高齢者に対し、「現金を至急必要としているので、代わりに行く者に現金を渡してほしい」などと虚偽の事実を告げ、同男が息子のために現金を預かるものと同高齢者に誤信させ、現金1,000万円をだまし取った。同月、京都府警察による捜査の過程で、同男が京都駅から東京方面の新幹線に乗車中であることが判明し、同府警察が警視庁に新幹線停車駅への捜査員の配置及び同男の確保を依頼した結果、警視庁の TAIT捜査員が品川駅で降車した同男を確保後、同府警察が詐欺罪で逮捕した（京都及び警視庁）。

注：Telecom scam Allied Investigation Teamの略。「タイト」と呼称している。

(2) 戰略的な実態解明及び取締り等

中核部分の匿名化及び犯罪実行者の流動化といった新たな特徴を有する匿名・流動型犯罪グループを壊滅・弱体化するためには、同グループの主な資金獲得活動について、警察の各部門・各都道府県警察が垣根を越えて実態解明に取り組み、解明された情報を踏まえた最適な体制によりこれを取り締まるなど、警察の総力を挙げた戦略的な実態解明、取締り等を推進する必要がある。

こうした点を踏まえ、昨今、匿名・流動型犯罪グループが深く関与し治安対策上の課題となっている事犯を重点取組対象事犯として指定し、全国警察及び警察庁が連携して、これを踏まえた同グループの戦略的な実態解明、取締り等を推進している。

また、匿名・流動型犯罪グループの中核的人物等のうち、特に全国的な見地から速やかに活動実態を解明した上で取り締まるべき対象を取締りターゲットに指定し、全国警察及び警察庁が連携して、同グループの壊滅に向けた戦略的な取締り等を推進しているところ、対策の更なる強化を図るため、今後、警察庁における情報の集約・分析体制を強化するほか、取締りターゲットに係る専従の捜査体制を整備することとしている。



匿名・流動型犯罪グループ対策に係る全国司令塔会議

memo

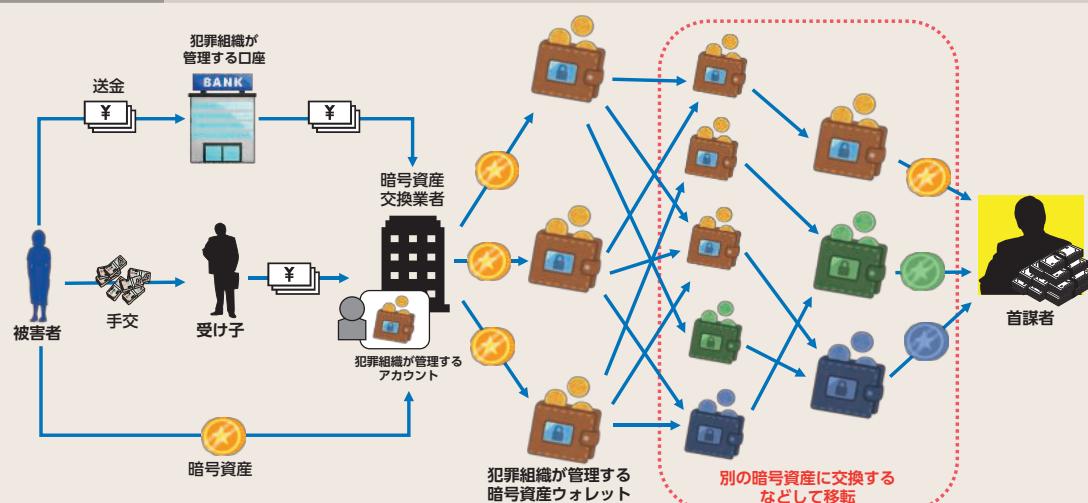
組織的なマネー・ローンダリング事犯への対策

匿名・流動型犯罪グループは、獲得した犯罪収益について巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。その手口は、コインロッカーを使用した現金の受渡し、架空・他人名義の口座を使用した送金、他人の身分証明書等を使用した盗品等の売却、暗号資産・電子マネー等の使用、犯罪グループが関与する会社での取引に仮装した出入金、外国口座の経由等、多岐にわたり、捜査機関等からの追及を回避しようとしている状況がうかがわれる。

特に、暗号資産を悪用したマネー・ローンダリングへの対策として、警察では、こうした様々な犯罪に悪用される暗号資産の移転状況を追跡するとともに、警察庁において、追跡結果を横断的・俯瞰的に分析し、その結果を都道府県警察と共有している。こうした取組により、例えば、インターネットバンキングに係る不正送金事犯と特殊詐欺事案に関して同一被疑者の関与が判明するなど、従来の捜査では必ずしも明らかにならなかった複数事案の関連性や、背景にある組織性等が浮き彫りになっているところであり、今後も更なる捜査の進展が期待される。

图表 4-4

犯罪組織における暗号資産を悪用した資金の流れ（イメージ）



2

第2節 暴力団等対策

1 暴力団情勢

(1) 暴力団構成員及び準構成員等^(注1)の推移

暴力団構成員及び準構成員等の過去10年間の推移は、図表4-5のとおりであり、その総数は平成17年（2005年）以降減少し、令和6年（2024年）末には、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となった。この背景としては、全国警察による集中的な取締りや暴力団排除の取組の進展により、暴力団からの構成員の離脱が進んだことなどが考えられる。

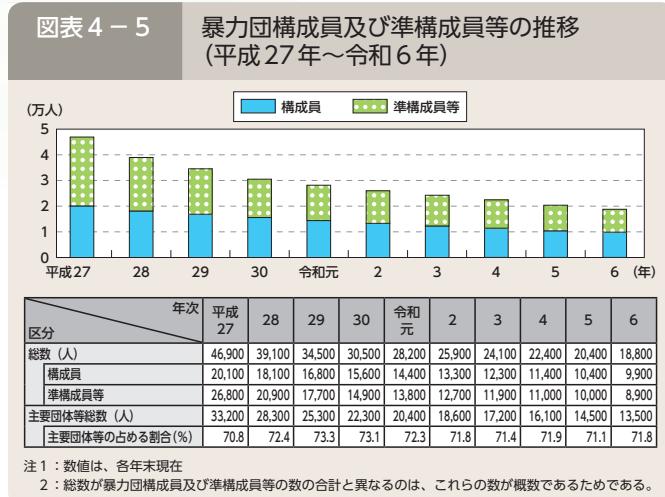
また、六代目山口組からの分裂組織を含む主要団体等^(注2)の暴力団構成員及び準構成員等の総数に占める割合は、令和6年末も7割を超えており、寡占状態は継続している。

(2) 暴力団の解散・壊滅

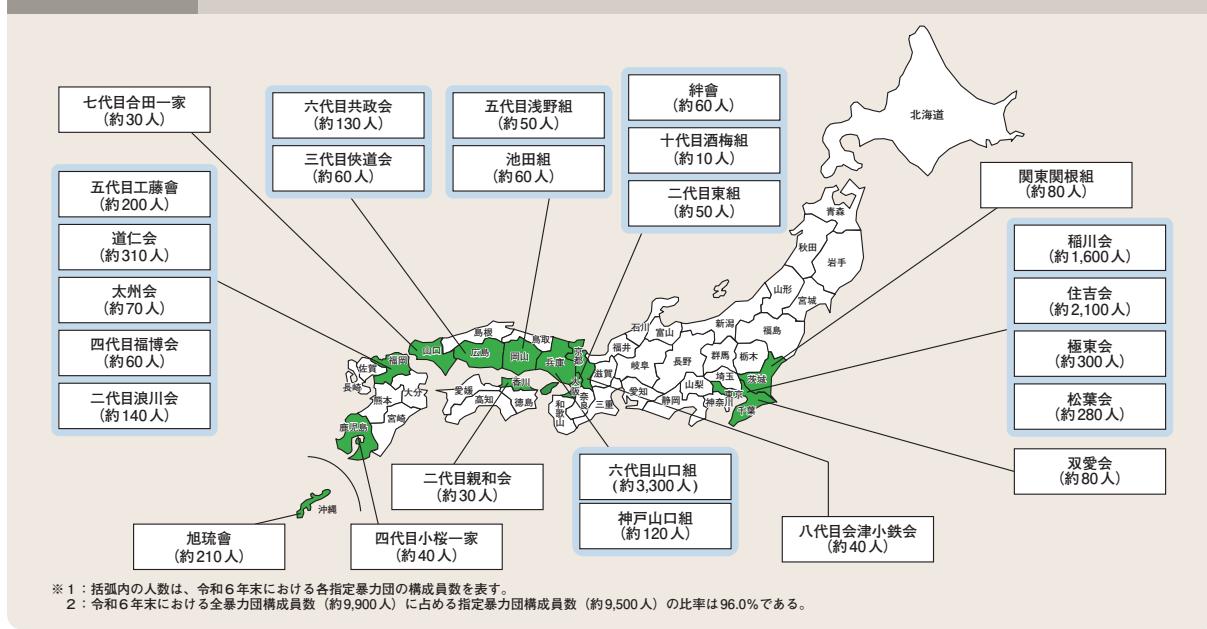
令和6年中に解散・壊滅をした暴力団の数は55組織であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は98人である。このうち主要団体等の傘下組織の数は38組織（69.1%）であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は57人（58.2%）である。

(3) 暴力団の指定

令和7年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき25団体が指定暴力団として指定されている。令和6年中は5団体が、令和7年中は6月1日までに1団体が、それぞれ指定の有効期間を満了したことから、引き続き指定を受けた^(注3)。



図表4-6 指定暴力団一覧表

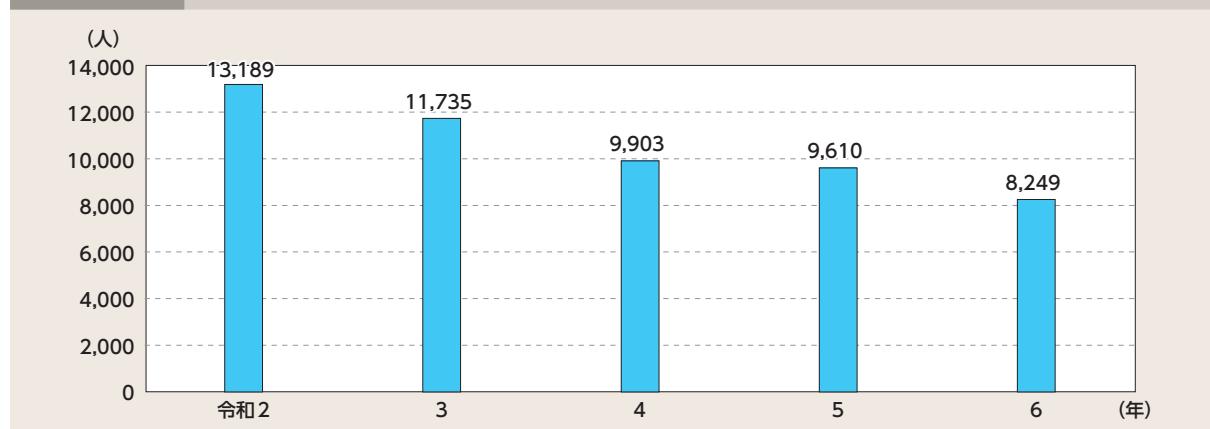


2 暴力団犯罪の取締りと暴力団対策法の運用

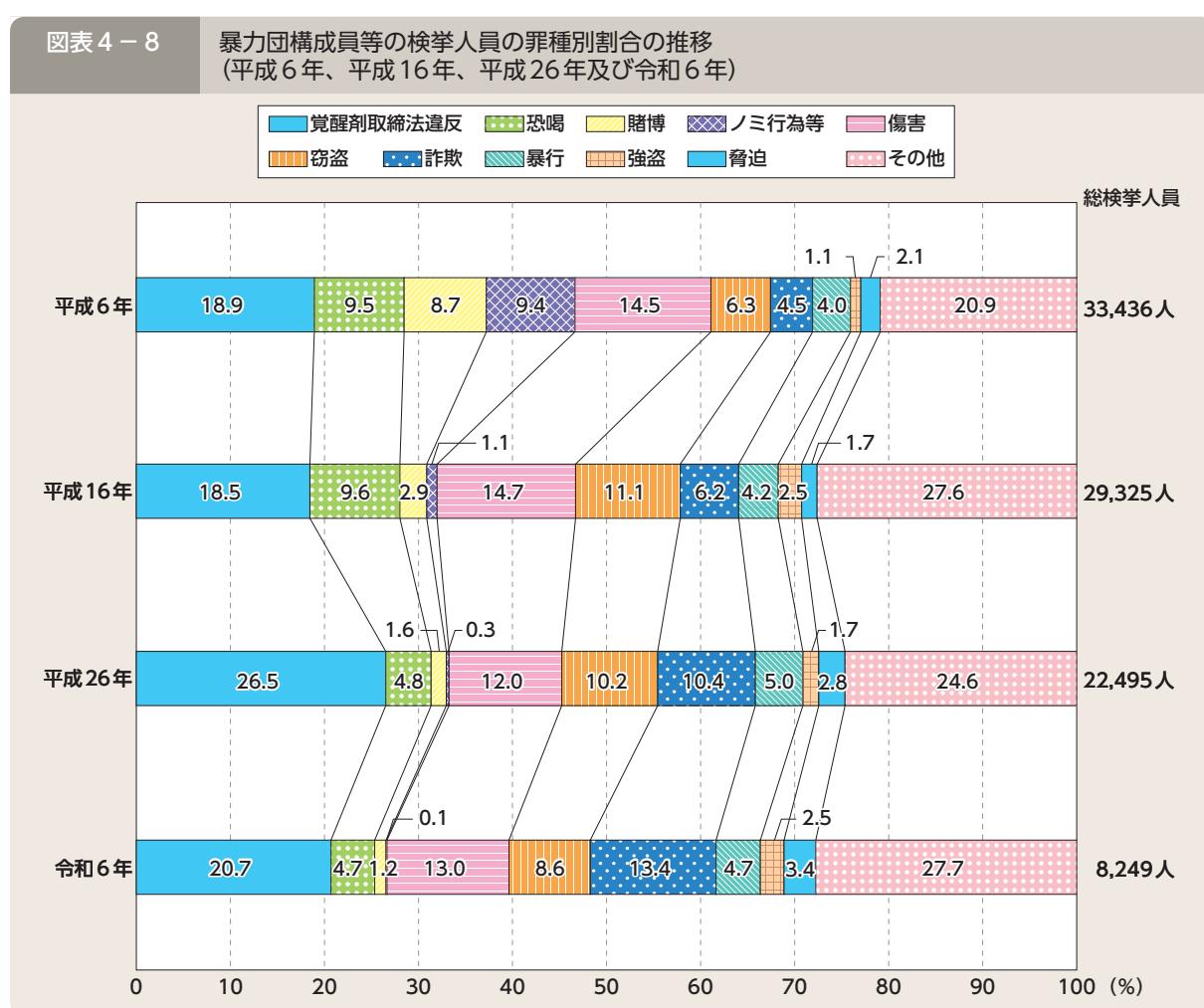
(1) 検挙状況

暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙人員は、図表4-7のとおりである。令和6年中は8,249人と、前年と比べ1,361人（14.2%）減少した。また、平成6年以降の検挙人員の罪種別割合をみると、図表4-8のとおりであり、恐喝、賭博及びノミ行為等^(注)の割合が減少傾向にあるのに対し、詐欺の割合が増加傾向にあり、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況がうかがわれる。

図表4-7 暴力団構成員等の検挙人員の推移（令和2年～令和6年）



図表4-8 暴力団構成員等の検挙人員の罪種別割合の推移
(平成6年、平成16年、平成26年及び令和6年)



注：公営競技をめぐって施行者以外の第三者が行う勝馬投票等類似行為等の競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法違反

(2) 資金獲得犯罪

暴力団は、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。特に、近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、暴力団が特殊詐欺を有力な資金源の一つとしている実態がうかがわれる。

また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者^(注)と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った違法な貸金業や労働者派遣事業等の資金獲得犯罪を行っている。

警察では、巧妙化・不透明化をする暴力団の資金獲得活動に関する情報の収集・分析をするとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進している。

CASE

稻川会傘下組織の幹部の男（44）は、令和3年2月、融資金名目で現金をだまし取ろうと考え、暴力団員が経営に関与する法人は銀行の融資条件を満たさないことを知りながら、自らがその経営に実質的に関与する法人に関し、融資条件を満たす旨の虚偽の内容で自らの妻に融資を申請させ、現金1,500万円をだまし取った。令和6年2月、同男を詐欺罪で逮捕した（千葉）。

(3) 対立抗争事件等の発生

暴力団は、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたり、自らの意に沿わない事業者を対象とする報復・見せしめ目的の襲撃等事件を起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性がみられる。

近年の対立抗争事件、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件等の発生状況は、図表4-9のとおりである。これらの事件の中には、銃器が使用されたものもあり、市民生活に対する大きな脅威となるものであることから、警察では、重点的な取締りを推進している。

図表4-9

対立抗争事件の発生件数等の推移
(令和2年～令和6年)^(注1)

区分			年次	令和2	3	4	5	6
	発生件数(件)	うち銃器使用						
対立抗争事件 ^(注2)	10	5	3	21	6	3	1	1
	うち銃器使用	5	1	4	1	1	1	1
	死者数(人)	0	0	1	1	1	1	1
	負傷者数(人)	8	0	5	2	0	0	0
暴力団等によると みられる事業者 襲撃等事件 ^(注3)	1	1	2	1	0	0	0	0
	うち銃器使用	1	0	0	0	0	0	0
	うち手りゅう弾使用	0	0	0	0	0	0	0
	死者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
暴力団等によると みられる銃器 発砲事件 ^(注4)	0	0	0	0	0	0	0	0
	発砲事件数(件)	14	8	6	3	2	2	2
	死者数(人)	3	0	2	3	2	2	2
	負傷者数(人)	5	3	1	0	0	0	0

注1：数値は、いずれも令和7年5月末現在のもの

2：特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争に起因するとみられる事件の合計を「発生件数」としている。

3：暴力団等が、その意に沿わない活動を行う事業者に対して威嚇、報復等の目的で行ったと認められる殺人、傷害等の事件

4：銃砲（「拳銃、小銃、機関銃、砲、獵銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」（銃刀法第2条第1項））を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の損害が発生したもの及びそのおそれがあったもの（過失及び自殺を除く。）

CASE

六代目山口組傘下組織の構成員の男（63）は、令和6年9月、宮崎市内の池田組傘下組織事務所において、殺意をもって、池田組傘下組織の幹部に対して拳銃を発射し、殺害した。同月、同男を殺人未遂罪で逮捕し、殺人罪で送致した（宮崎）。

注：暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者

(4) 暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的 requirement行為^(注)を行った場合等においては、暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会が中止命令等を発出することができるとしている。中止命令等の発出件数の推移は、図表4-10のとおりである。

図表4-10 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数の推移（令和2年～令和6年）

区分	年次	令和2	3	4	5	6
中 止 命 令	1,134	866	877	964	1,118	
再 発 防 止 命 令	52	37	32	30	52	
請 求 妨 害 防 止 命 令	1	0	9	16	16	
用 心 棒 行 為 等 防 止 命 令	3	1	3	1	0	
賞 揚 等 禁 止 命 令	7	11	57	34	10	
事 務 所 使 用 制 限 命 令	9	2	5	3 (1)	1 (3)	

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。

CASE

住吉会傘下組織の幹部の男（57）は、令和6年10月、飲食店店長に対し、「こちら辺が俺のシマなんだ」、「しめ飾りとダルマなんだけど、俺から買ってほしいんだよね」などと告げ、自分が所属する暴力団の威力を示して、しめ飾り等を購入するように要求した。同年11月、同男に対し、暴力的 requirement行為をしてはならない旨の中止命令を発出した（柄木）。

memo

山口組分裂後の対立抗争と暴力団対策法の活用

六代目山口組と神戸山口組の間では、平成31年4月以降、拳銃を使用した殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化し、地域社会に大きな不安を与えた。こうした状況を受け、令和2年1月、兵庫県等の公安委員会が、暴力団対策法に基づき、特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）を定めた上で、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。令和6年末現在、9府県17市町を警戒区域と定めている。

また、神戸山口組から離脱した池田組と六代目山口組の間でも、令和4年5月以降、サバイバルナイフを使用した殺人未遂事件が発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、令和4年12月、岡山県等の公安委員会が、両団体を特定抗争指定暴力団等に指定した。令和6年末現在、7府県8市を警戒区域と定めている。

さらに、神戸山口組から離脱した絆会と六代目山口組の間でも、令和4年1月以降、拳銃を使用した殺人事件が発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、令和6年6月、大阪府等の公安委員会が、両団体を特定抗争指定暴力団等に指定した。令和6年末現在、8府県10市を警戒区域と定めている。

警戒区域内では、事務所の新設、対立組織の構成員に対するつきまとい、対立組織の構成員の居宅又は事務所付近のうろつき、多数での集合、両団体の事務所への立入り等の行為が禁止されることから、それぞれの抗争の情勢に応じて警戒区域を追加するなどの措置を講じることにより、対立抗争に伴う市民への危害の防止に努めている。

3 暴力団排除活動の推進

(1) 国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体においては、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携しつつ、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項^(注1)（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込んだり、暴力団等による不当な介入がなされた場合における警察への通報等を受注業者に義務付けたりするなどの取組を推進している。また、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても、同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

(2) 各種事業・取引等からの暴力団排除

① 各種事業からの暴力団排除

近年、各種事業から暴力団関係企業等を排除するため、法令等において暴力団排除条項の整備が進んでおり、警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関・団体と連携して、貸金業、建設業等の各種事業からの暴力団排除を推進している。

② 各種取引からの暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化をしていることから、警察では、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに企業が経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」^(注2)及びワーキングチームにおける申合せに基づき、関係機関・団体と連携を強化し、各種取引からの暴力団排除を推進している。

(3) 地域住民等による暴力団排除活動

警察では、暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）及び弁護士会と緊密に連携し、適格暴追センター制度^(注3)も活用しながら、事務所撤去訴訟等に対する支援を実施するなどして、地域住民等による暴力団排除活動を支援している。

また、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する暴力団対策法の規定を効果的に活用し、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の救済等に努めている。



暴力団追放県大会の状況

(4) 地方公共団体における暴力団排除に関する条例の運用

各都道府県においては、暴力団排除に関する条例の効果的な運用に努めている。これら条例は、地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力をして暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容としている。

各都道府県では、条例に基づき、暴力団の威力を利用する目的で財産上の利益の供与をしてはならない旨の勧告等を実施している。令和6年中における実施件数は、勧告が50件、指導が3件、中止命令が9件、再発防止命令が2件、検挙が23件となっている。

注1：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項

2：平成19年の犯罪対策閣僚会議幹事会における申合せ。企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめたもの。

3：国家公安委員会から適格暴追センターとして認定を受けた暴追センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができる制度

CASE ▶

住吉会傘下組織の幹部の男（55）らは、令和5年7月から令和6年8月にかけて、宮城県暴力団排除条例に定める暴力団排除特別強化地域において、無店舗型性風俗特殊営業店を営む者から、用心棒の役務の提供をすることの対償として、又は当該営業を営むことを容認することの対償として、現金合計約250万円の供与を受けた。同年10月、同男ら3人を同条例違反（特別強化地域における暴力団員の禁止行為・特別強化地域における特定営業者の禁止行為）で逮捕した（宮城）。

（5）暴力団員の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅するためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要である。警察庁では、令和5年に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、構成員に対する暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進している。

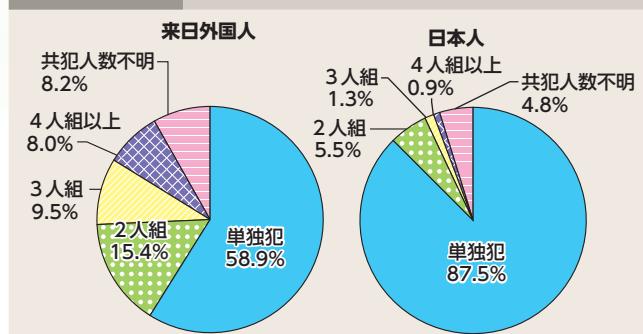
1 来日外国人犯罪の情勢

(1) 来日外国人犯罪の組織化の状況

令和6年(2024年)中の来日外国人^(注1)による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は41.1%と、日本人(12.5%)の約3.3倍に上っている^(注2)。罪種別にみると、万引きで22.6%と、日本人(3.4%)の約6.7倍に上る。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて組織的に行われる傾向がうかがわれる。

図表4-11 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い(令和6年)



(2) 組織の特徴

来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を行うために様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものもある。このほか、面識のない外国人同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら犯行に及んだ例もみられる。

また、近年、他国で行われた詐欺事件による詐取金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、詐取金入金後にこれを日本国内で引き出してマネー・ローンダリングを行うといった事例があるなど、犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず複数の国に及ぶものがある。

(3) 犯罪インフラの実態

来日外国人で構成される犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、地下銀行による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長、旅券・在留カード等偽造等がある。

地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されている。また、偽装結婚、偽装認知及び不法就労助長は、在留資格の不正取得による不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや暴力団が関与するものがみられるほか、近年では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、不法滞在者等に販売されることもある。

CASE

中国人の女(34)は、令和3年11月、同女と中国人の男との間で生まれた子に日本国籍を取得させるため、同子が同女と日本人の男(59)との間で生まれたとする内容虚偽の出生届を市役所に提出した。令和6年4月、同女及び同日本人の男ら3人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した(三重)。

注1：我が国に存在する外国人のうち、定着居住者(永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者)、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人

2：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

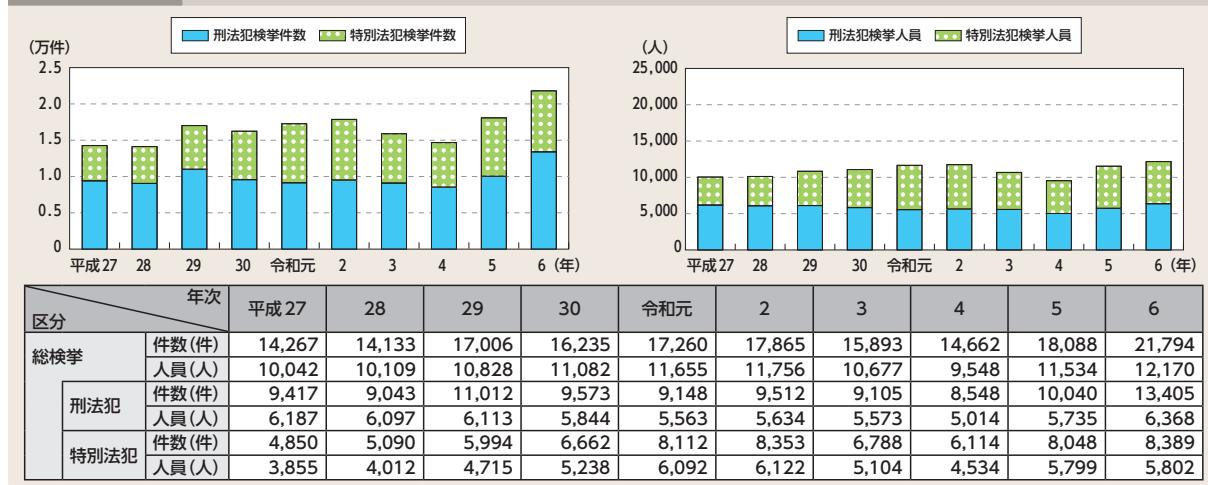
2 来日外国人犯罪の検挙状況

(1) 全般的傾向

来日外国人犯罪の検挙状況の推移は、図表4-12のとおりである。

令和6年中の来日外国人による刑法犯の検挙状況をみると、ベトナム人やカンボジア人による窃盗犯等の増加に伴い、検挙件数・検挙人員共に増加した。また、特別法犯の検挙状況を同様にみると、フィリピン人やタイ人による薬物事犯等の増加に伴い、検挙件数・検挙人員共に増加した。

図表4-12 来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成27年（2015年）～令和6年）

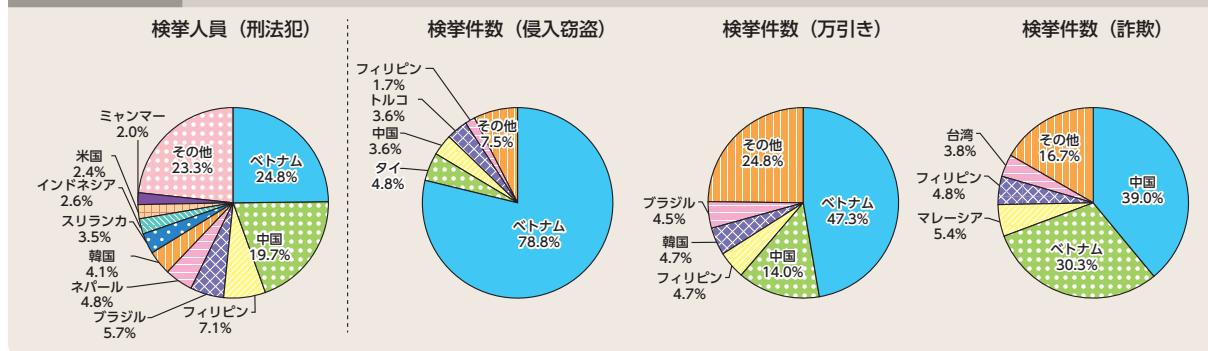


(2) 国籍・地域別検挙状況

令和6年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、図表4-13のとおりである。特にベトナム及び中国の2か国で、検挙件数全体の約6割を、検挙人員全体の約半数を、それぞれ占めている^(注)。

また、刑法犯検挙件数（罪種別）をみると、侵入窃盗及び万引きについてはベトナムが、詐欺については中国及びベトナムが、それぞれ高い割合を占めている。

図表4-13 来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況（令和6年）



ベトナム人の男（24）は、令和6年2月、埼玉県内のコンビニエンスストアにおいて、他人名義で契約された電子決済サービスを不正に利用して、加熱式たばこ等をだまし取った。同年4月、同男を詐欺罪で逮捕した（埼玉）。

注：令和6年6月末現在、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除いた者（約312万人）の国籍・地域別の割合は以下のとおり。

中国22.7%、ベトナム18.6%、フィリピン6.6%、ネパール6.4%、インドネシア5.8%、韓国5.8%、台湾5.4%、米国4.5%、ミャンマー3.5%、ブラジル3.0%、その他17.9%（出入国在留管理庁作成資料を基に警察庁が集計）

3 国際組織犯罪に対処するための取組

(1) 国内関係機関との連携

警察では、事前旅客情報システム（APIS^(注1)）等を活用して関係機関と連携した水際対策を行っている。出入国在留管理庁との間では、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の手配や、偽装滞在者等に対する合同摘発を行うなどの連携を図っている。また、税関との間では、不正輸出入を防止するための合同摘発を行うなどの連携を図っている。

CASE ▶

名古屋出入国在留管理局と連携して捜査したところ、中国人の男（37）が、令和6年4月、自宅において、販売する目的で、在留カード6枚等を偽造したことが判明した。同月、同男を入管法違反（在留カード偽造）等で逮捕した（愛知）。



押収された偽造在留カード等

(2) 外国捜査機関等との連携

複数の国・地域において犯罪を行う国際犯罪組織に対処するためには、関係国の捜査機関等との情報交換、捜査協力等が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

① ICPOを通じた国際協力

ICPO^(注2)は、犯罪捜査における国際的な協力を目的として、各国の警察機関によって構成される機関であり、令和6年末現在、我が国を含む196の国・地域が加盟している。ICPOでは、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための国際会議の開催や国際手配書の発行等が行われている。警察庁は、捜査協力の実施のほか、ICPOが開催する国際組織犯罪対策に関連する様々な会合への参加、事務総局等への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。



第92回ICPO総会（©INTERPOL）

図表4－14 主な国際手配書の種別



〔赤手配書〕
引渡し又は同等の法的措置を目的として、被手配者の所在の特定及び身柄の拘束を求めるもの



〔青手配書〕
事件に関連のある人物の人定、その所在地又は行動に関する情報を収集するもの



〔黄色手配書〕
行方不明者（主に未成年）の所在の特定又は自己の身元を特定することができない者の身元特定のため、情報を求めるもの



〔緑手配書〕
罪を犯した者で、その犯罪を他国で繰り返すおそれのある者に関する警告及び情報を提供するもの

注1：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

2：19頁参照（特集）

② 外国捜査機関等との連携

警察庁では、ICPOを通じた捜査協力のほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）^(注1)、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約等を活用して、外国捜査機関に対して捜査共助^(注2)を要請するなどしている。

例えば、被疑者が国外に所在する可能性が疑われる場合には、外国捜査機関等と迅速に情報を交換し、捜査に必要な証拠の提供を受けるなどして、事件の全容解明を図っている。

また、外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携の強化を図っている。

図表4-15 ICPOを通じた捜査協力件数の推移（平成27年～令和6年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
要請を受託した件数（件）		1,993	1,698	1,815	1,693	1,545	1,277	1,181	981	956	874
要請した件数（件）		318	294	327	445	424	385	414	472	749	1,169

注：数値は、各年末現在

図表4-16 捜査共助件数の推移（平成27年～令和6年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
要請を受託した件数（件）		36	37	32	63	38	43	74	34	56	125
要請した件数（件）		53	83	109	156	186	169	199	208	330	625

注：数値は、各年末現在

（3）国外逃亡被疑者等^(注3)の追跡

国外逃亡被疑者等の数の推移は、図表4-17のとおりである。

警察では、被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、出入国在留管理庁に手配するなどして、出国前の検挙に努めている。また、被疑者が国外に逃亡した場合には、関係国の捜査機関との捜査協力を通じ、被疑者の所在確認等を行っており、所在が確認された場合には、犯人引渡し条約^(注4)等に基づき被疑者の引渡しを受けるなどして、確実な検挙に努めている。

さらに、被疑者が国外に拠点を置き日本国内において罪を犯した場合についても、国外逃亡被疑者等と同様に、追跡を行って検挙等に努めている。

このような取組の結果、令和6年中は、出国直前の被疑者31人（うち外国人24人）のほか、国外所在被疑者^(注5)121人（うち国外逃亡被疑者^(注6)73人）を検挙した（図表4-18）。

このほか、事案に応じ、国外所在被疑者等^(注7)が行った日本国内における犯罪に関する資料等を所在国の捜査機関に提供するなどして、所在国における国外犯処罰規定の適用を促し、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進めている。

図表4-17 国外逃亡被疑者等数の推移（平成27年～令和6年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
国外逃亡被疑者等（人）		740	707	668	631	666	684	693	701	784	835
うち外国人		621	581	538	512	538	550	561	572	609	640

注：数値は、各年末現在

図表4-18 国外所在被疑者及び国外逃亡被疑者の検挙人員の推移（平成27年～令和6年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
国外所在被疑者（人） （うち外国人）		—	—	—	—	—	—	—	—	140 (33)	121 (31)
国外逃亡被疑者（人） （うち外国人）		59 (34)	90 (34)	124 (77)	113 (64)	84 (46)	61 (26)	28 (11)	52 (17)	72 (33)	73 (31)

注：数値は、各年末現在

なお、近年、国外に拠点を置いて犯行に及び被疑者の検挙がみられるところから、国外逃亡被疑者を含めた国外所在被疑者の統計をとることとした。

注1：240頁参照（第7章）

2：外国の要請により、当該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供をすること

3：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としている者

4：240頁参照（第7章）

5：国外逃亡被疑者及び日本国外に所在しながら犯罪を構成する事実の全部又は一部を日本国内で生じさせた者であって、主として警察が捜査対象としている者

6：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者であって、主として警察が捜査対象としている者

7：国外逃亡被疑者等及び日本国外に所在しながら（そのおそれのある場合を含む。）犯罪を構成する事実の全部又は一部を日本国内で生じさせた者であって、主として警察が捜査対象としている者

第4節

薬物銃器対策

1 薬物情勢

令和6年（2024年）中の薬物事犯の検挙人員は1万3,462人と、引き続き高い水準にあり、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。特に20歳代以下の若年層による大麻事犯が相次いで検挙されている。このような情勢の中、令和6年12月には、大麻の施用罪を含む大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が施行された。薬物は、乱用者の精神や身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあるほか、薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源となることから、その乱用は社会の安全を脅かす重大な問題である。

（1）犯罪組織等の動向

① 暴力団による薬物事犯

令和6年中の薬物事犯の検挙人員（1万3,462人）のうち、暴力団構成員等が17.4%（2,346人）を占めている。また、密売関連事犯^(注)の検挙人員（767人）のうち、暴力団構成員等が32.9%（252人）を占めているところ、これらを薬物事犯別でみると、覚醒剤の密売関連事犯の検挙人員（387人）のうち50.6%（196人）を、大麻の密売関連事犯の検挙人員（318人）のうち14.8%（47人）を、それぞれ暴力団構成員等が占めており、覚醒剤や大麻の密売に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。

② 来日外国人による薬物事犯

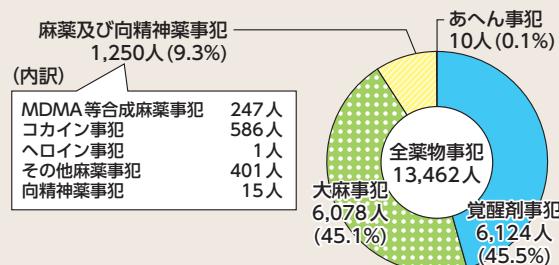
令和6年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は947人と、前年より77人（8.9%）増加した。このうち、営利目的輸入事犯の検挙人員は168人であり、国籍・地域別でみると、ベトナムが36.3%（61人）を占めているほか、密売関連事犯の検挙人員は46人であり、国籍・地域別でみると、ベトナムが30.4%（14人）を占めている。

（2）薬物密輸入事犯の検挙状況

令和6年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は327件と、前年より92件（22.0%）減少し、検挙人員は395人と、前年より100人（20.2%）減少した。

覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移は、図表4-20のとおりである。令和6年中は、検挙件数・人員とも前年より減少したが、覚醒剤の押収量は前年より増加し、覚醒剤に対する根強い需要が存在しているものと考えられる。

図表4-19 薬物事犯の検挙人員（令和6年）



注1：MDMAは、化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-Methylenedioxymethamphetamine）」の略名であり、本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

2：大麻事犯の検挙人員は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に関する検挙を含む。

また、麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員は、同施行日以降の麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に関する検挙を含まない。

図表4-20 覚醒剤密輸入事犯の検挙状況及び押収量の推移（平成27年（2015年）～令和6年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
検挙件数（件）		73	82	126	127	273	73	56	129	200	101
うち航空機利用による携帯密輸		44	41	84	80	189	25	3	43	88	59
構成比（%）		60.3	50.0	66.7	63.0	69.2	34.2	5.4	33.3	44.0	58.4
検挙人員（人）		96	97	153	157	333	114	83	175	275	138
うち暴力団構成員等		19	11	14	32	36	20	17	37	51	23
うち来日外国人		56	65	109	99	239	58	29	72	140	79
押収量（kg）		394.6	1,428.4	1,073.4	784.4	609.5	418.2	673.1	282.1	1,215.5	1,379.8

注：営利目的所持、営利目的譲渡し及び営利目的譲受け

CASE ▶

稻川会傘下組織の幹部の男（55）らは、令和6年2月、タイから国際郵便を利用し、ボクシングミット内に隠匿して大麻を密輸入した。同年10月までに、同男ら4人を大麻取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕し、大麻約3キログラムを押収した（警視庁、千葉及び神奈川）。



押収された大麻及びボクシングミット

（3）薬物事犯別の検挙状況

① 覚醒剤事犯

令和6年中、覚醒剤事犯の検挙人員は前年より増加し、全薬物事犯の検挙人員の45.5%を占めている。覚醒剤事犯の特徴としては、検挙人員に占める暴力団構成員等の割合が高いことのほか、30歳代以上の検挙人員が多いことや、他の薬物事犯と比べて再犯者の占める割合が高いことが挙げられる。

② 大麻事犯

令和6年中、大麻事犯の検挙人員は、全薬物事犯の検挙人員の45.1%を占め、前年に続いて高い水準にある。近年、面識のない者同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら大麻の売買を行う例もみられる。大麻事犯の特徴としては、他の薬物事犯と比べて、検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられる。

図表4-21 各種薬物事犯の検挙状況及び押収量の推移（令和2年～令和6年）

区分		年次	令和2	3	4	5	6
覚醒剤事犯	検挙人員（人）	8,471	7,824	6,124	5,914	6,124	
	押収量（kg）	437.2	688.8	289.0	1,342.9	1,409.0	
	（錠）	5	2,952	1,533	484	404	
大麻事犯	検挙人員（人）	5,034	5,482	5,342	6,482	6,078	
	乾燥大麻（kg）	265.1	329.7	289.6	784.5	318.0	
	大麻樹脂（kg）	3.4	2.1	5.6	1.0	9.2	
	押収量 大麻濃縮物（kg）	—	22.2	74.0	35.7	67.6	
	大麻草（本）	9,893	7,301	7,563	9,312	5,877	
	大麻草（kg）	37.9	17.8	11.2	27.2	16.9	
麻薬及び向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬 検挙人員（人）	201	221	229	237	247	
	押収量（錠）	90,322	54,204	74,824	169,442	226,119	
	コカイン 検挙人員（人）	188	157	240	372	586	
	押収量（kg）	23.4	10.0	41.8	53.4	247.2	
	ヘロイン 検挙人員（人）	6	0	0	3	1	
向精神薬	押収量（kg）	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	検挙人員（人）	34	20	31	16	15	
あへん事犯	押収量（錠）	4,075	533	11,038	8,312	1,695	
	検挙人員（人）	12	15	3	6	10	
	押収量（kg）	0.0	5.8	0.0	0.0	2.5	

注1：覚醒剤の押収量（kg）は、錠剤型覚醒剤を含まない。

2：大麻草の押収量（kg）は、本数として計上できない形状のものを示す。

3：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

4：大麻事犯の検挙人員は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に関する検挙を含み、大麻事犯の押収量には、同「大麻・THC」の押収量を含む。

また、麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員は、同施行日以降の麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に関する検挙を含まず、麻薬及び向精神薬事犯の押収量には、同「大麻・THC」の押収量を含まない。

2 薬物対策

(1) 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、警察では、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国際捜査共助等の積極的な実施や国際会議への参加を通じた情報交換等による国際捜査協力を推進している。令和7年1月には、警察庁のODA事業として、24の国・地域及び3国際機関の参加を得て、第27回アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC^(注1)）を東京都で開催し、薬物情勢、捜査手法及び国際協力に関する討議を行った。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、組織犯罪の取締りに有効な通信傍受等の捜査手法を積極的に活用し、組織の中核に迫る捜査を推進している。さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う密輸・密売等^(注2)やマネー・ローンダリング事犯の検挙、薬物犯罪収益の没収^(注3)・追徴^(注4)等の対策を推進している。

このほか、インターネットを利用した薬物密売事犯対策として、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター（IHC^(注5)）からの通報等により薬物密売情報の収集を強化し、密売人の取締りを推進している。

(2) 需要の根絶

警察では、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っている。

また、薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための相談先等を記載した資料を配付するなど、薬物再乱用防止に向けた相談活動の充実を図っている。



薬物再乱用防止のための広報資料



大麻乱用防止のための広報ポスター

注1：Asia-Pacific Operational Drug Enforcement Conference の略

2：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯として捉え、その間の薬物犯罪収益総体が没収・追徴の対象となる。

3：財産を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑

4：財産の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分

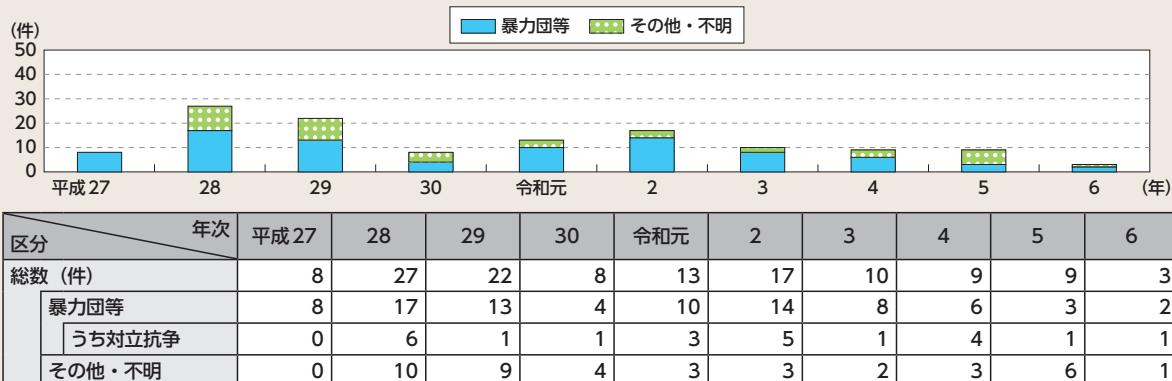
5：121頁参照（第3章）

3 銃器情勢とその対策

(1) 銃器情勢

令和6年中は、銃器発砲事件が3件発生し、このうち、2件が暴力団等によるとみられる事件であり、これら2件は商業施設、暴力団事務所においてそれぞれ発生している。

図表4-22 銃器発砲事件の発生状況の推移（平成27年～令和6年）



注1：数値は、いずれも令和7年5月末現在のもの

2：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

3：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。

4：「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

図表4-23 銃器発砲事件による死傷者数の推移（平成27年～令和6年）

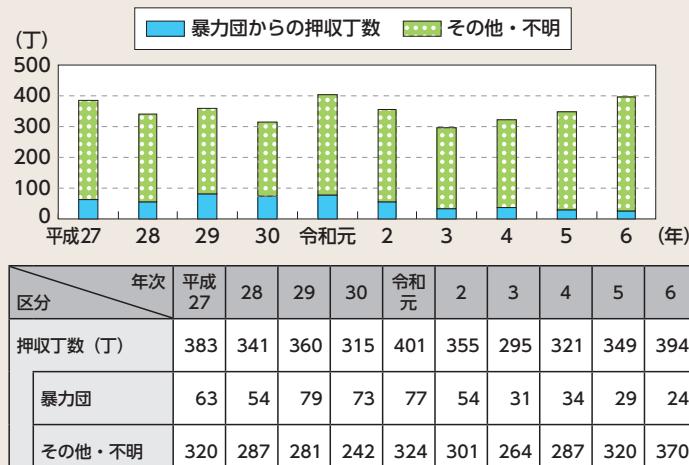
区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
死傷者数(人)		4(0)	11(8)	8(5)	3(2)	12(3)	9(3)	5(2)	6(3)	10(7)	3(1)
死者数		1(0)	5(3)	3(2)	2(2)	4(0)	4(3)	1(1)	4(2)	7(4)	2(0)
負傷者数		3(0)	6(5)	5(3)	1(0)	8(3)	5(0)	4(1)	2(1)	3(3)	1(1)

注：括弧内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

(2) 銃器対策

拳銃の押収丁数の推移は、図表4-24のとおりであり、前年より増加した。銃器に対する厳しい規制は、我が国の良好な治安の根幹を支えるものであるところ、警察では、暴力団等の犯罪組織が所持・管理をする銃器の摘発に重点を置いた取締りを行なうほか、インターネット上に流通する銃器に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関と連携した活動等により、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛け、国民の理解と協力の確保に努めるなど、総合的な銃器対策を推進している。

図表4-24 拳銃押収丁数の推移（平成27年～令和6年）



注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止とともに、これを確実に剥奪することが重要である。警察では、犯罪収益移転防止法、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用し、関係機関、事業者、外国のFIU^(注1)等と協力しながら、総合的な犯罪収益対策を推進している。

(1) 犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

国家公安委員会では、犯罪収益移転防止法に基づき、毎年、犯罪収益の移転に係る手口等に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者^(注2)等が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪収益の移転の危険性の程度等、当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成・公表している。

また、国家公安委員会では、関係機関と連携し、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を行う特定事業者に対する研修会等を実施しているほか、特定事業者が犯罪収益移転防止法上の義務に違反していると認めた場合には、当該特定事業者に対して報告を求めるなどの必要な調査を行うとともに、当該特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

(2) 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度^(注3)により特定事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察や検察庁をはじめとする捜査機関等に提供され、各捜査機関等において、マネー・ローンダーリング事犯の捜査等に活用されている。

疑わしい取引の届出の年間通知件数は、図表4-25のとおりであり、増加傾向にある。

図表4-25 疑わしい取引の届出状況の推移
(令和2年(2020年)～令和6年)

区分	年次	令和2	3	4	5	6
年間通知件数(件)	432,202	530,150	583,317	707,929	849,861	
年間提供件数(件)	461,687	524,462	581,252	685,330	815,318	

注1：年間通知件数とは、国家公安委員会が特定事業者の所管行政庁等から通知された疑わしい取引の届出件数をいう。

注2：年間提供件数とは、国家公安委員会が捜査機関等に提供した疑わしい取引の届出に関する情報の件数をいい、現に捜査中の事件に関する情報であるなどの理由から、提供を保留していた情報を再度整理・分析(再評価)し、提供可能と判断された情報について捜査機関等に提供した件数を含む。

図表4-26 都道府県警察の捜査において活用された疑わしい取引に関する情報の件数の推移(令和2年～令和6年)

年次	令和2	3	4	5	6
件数(件)	325,643	353,832	373,849	496,093	629,135

注1：Financial Intelligence Unit(資金情報機関)の略。疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。我が国のFIUは、国家公安委員会が担当している。

注2：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者

注3：特定事業者(弁護士等及び司法書士等を除く。)は、業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨を届け出ることが義務付けられている。

2 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、図表4-27のとおりであり、令和6年中は1,283件（前年比374件（41.1%）増加）であった。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが462件、窃盗に係るものが386件、電子計算機使用詐欺に係るものが288件となっている。

令和6年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数のうち、暴力団構成員等が関与したものは80件と、全体の6.2%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが18件、電子計算機使用詐欺に係るものが10件、窃盗に係るものが9件と、暴力団構成員等が多様な犯罪に関与し、マネー・ローンダリング事犯を行っている実態がうかがわれる。

また、令和6年中における来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯は141件と、全体の11.0%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが59件、窃盗に係るものが47件、電子計算機使用詐欺に係るものが20件となっている。さらに、日本国内に開設された他人名義の口座を利用したり、不正入手した他人の電子決済コードを利用したりするなど、様々な手口を使ってマネー・ローンダリング事犯を行っている実態がうかがわれる。

図表4-27 マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数の推移（平成27年（2015年）～令和6年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
総数（件）		389 (94)	388 (76)	361 (50)	511 (65)	537 (58)	600 (58)	632 (64)	726 (64)	909 (57)	1,283 (80)
組織的犯罪処罰法違反（件）		381 (89)	380 (70)	353 (46)	504 (62)	528 (51)	597 (57)	623 (60)	709 (62)	888 (54)	1,262 (71)
法人等事業経営支配（第9条）		2 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	4 (0)
犯罪収益等隠匿（第10条）		234 (43)	268 (45)	240 (22)	377 (36)	378 (32)	413 (27)	461 (32)	578 (43)	696 (39)	1,037 (45)
犯罪収益等収受（第11条）		145 (46)	112 (25)	111 (24)	126 (26)	150 (19)	182 (30)	162 (28)	130 (18)	191 (15)	221 (26)
麻薬特例法違反（件）		8 (5)	8 (6)	8 (4)	7 (3)	9 (7)	3 (1)	9 (4)	17 (2)	21 (3)	21 (9)
薬物犯罪収益等隠匿（第6条）		5 (3)	5 (4)	7 (3)	5 (2)	8 (6)	3 (1)	5 (2)	15 (2)	20 (3)	17 (6)
薬物犯罪収益等収受（第7条）		3 (2)	3 (2)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (2)	2 (0)	1 (0)	4 (3)

注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

CASE

会社役員の男（35）らは、令和3年9月から令和5年8月にかけて、SNS等で犯罪実行者を募集し、応募してきた者らに、ペーパーカンパニー（架空法人）を設立させるとともに、その法人名義で口座を開設させ、詐欺やオンラインカジノの犯罪収益を、同口座間で送金させる方法でマネー・ローンダリングを行っていた。令和6年9月までに、同男ら6人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で逮捕した。逮捕時、同男らは約500社のペーパーカンパニーに係る約4,000の法人口座を管理していた（大阪）。

注：不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリングの対象となるもの

3 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するためには、これを剥奪することが重要である。警察では、没収・追徴の判決が裁判所により言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用し、没収・追徴の実効性を確保している。

(1) 没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表4-28のとおりである。

図表4-28 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移（令和2年～令和6年）

年次	没 収		追 徹		総 数		
	人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)	
組織的犯罪処罰法	令和2	83	352,900	68	1,156,082	151	1,508,982
	3	72	217,888	62	1,476,380	134	1,694,268
	4	76	205,665	92	1,342,766	168	1,548,431
	5	119	353,107	103	1,267,096	222	1,620,204
	6	110	491,081	99	1,764,624	209	2,255,705
麻薬特例法	令和2	66	7,681	211	152,426	277	160,107
	3	51	10,465	226	854,361	277	864,826
	4	56	5,678	223	860,989	279	866,668
	5	54	8,404	199	394,534	253	402,939
	6	50	6,767	166	474,201	216	480,968

注1：令和7年3月末現在の法務省資料による。

2：金額は、千円未満切捨てである。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

(2) 起訴前の没収保全

令和6年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法に基づくものとして風営適正化法違反、詐欺、入管法違反、窃盗、賭博事犯等に関して225件（前年比14件（6.6%）増加）が、麻薬特例法に基づくものとして27件（前年比7件（35.0%）増加）が、それぞれ発出されている。

図表4-29 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移（令和2年～令和6年）

年次	令和2	3	4	5	6
組織的犯罪処罰法（件）	150（20）	142（22）	162（19）	211（19）	225（16）
麻薬特例法（件）	18（6）	24（6）	23（5）	20（2）	27（11）

注：括弧内は、暴力団構成員等に係るものを見す。

CASE

会社員の男（31）らは、SNSを通じて犯罪実行者募集情報を応募し、令和4年8月から令和5年1月にかけて、運転免許証11通を偽造した。令和6年5月までに、同男ら2人を有印公文書偽造罪で逮捕するとともに、偽造した運転免許証のうち5通に対する報酬として得た暗号資産に対して、組織的犯罪処罰法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出された（警視庁、北海道、宮城、茨城、群馬、千葉、静岡、大阪、兵庫、奈良、岡山、広島、愛媛、福岡、長崎及び熊本）。

4 国際連携

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、FATF^(注1)、APG^(注2)、エグモント・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁もこれらの活動に積極的に参画している。

(1) FATFの活動と警察庁の参画状況

FATFは、マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策及び拡散金融^(注3)対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、令和6年末現在、我が国を含む38の国・地域及び2の地域機関が参加している。警察庁では、全体会合等に参加し、マネー・ローンダリング対策等のための新たな枠組みづくりに向けた議論を行っている。

FATFは、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、「FATF勧告」として示すとともに、参加国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各国に審査団を派遣して相互審査を実施している。これまで我が国に対しても4回にわたって審査が実施されており、令和3年6月の全体会合では、4回目の審査についての審査結果報告書の討議・採択が実施された。同報告書において、金融機関等に対する監督やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の捜査・訴追等に優先的に取り組むべきであるとされたことを踏まえ、令和4年5月には、政府において「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」が決定されたほか、同年12月には、犯罪収益移転防止法を含む関係法律の改正^(注4)がなされた。また、令和9年から開始される5回目の審査を見据え、マネー・ローンダリング対策等の実効性を更に高めるとともに、リスク環境の変化に対応するため、令和6年4月、政府において新たに「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」が策定された。

(2) APGの活動と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策等の強化・促進のために設置された機関であり、マネー・ローンダリング対策等に取り組む国・地域に対する支援等を行っている。令和6年末現在、我が国を含む42の国・地域が参加している。警察庁では、年次会合及び作業部会に参加し、最新のマネー・ローンダリングの手口・傾向等についての議論を行っている。

(3) エグモント・グループの活動と警察庁の参画状況

エグモント・グループは、各国のFIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された機関であり、令和6年末現在、我が国を含む177の国・地域のFIUが参加している。警察庁では、年次会合及び作業部会にそれぞれ参加し、FIU間の情報交換に係る行動規範等に関する議論を行っている。

(4) 外国のFIUとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国のFIUが保有する情報の積極的な交換が必要であることから、国家公安委員会では、外国のFIUとの連携を強化し、活発な情報交換を実施している。また、令和6年末現在、119の国・地域のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定している。

注1：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略

2：Asia/Pacific Group on Money Laundering（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）の略

3：大量破壊兵器の拡散に寄与する資金の供与

4：国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）

警察活動の最前線



オールジャパンで「匿名・流動型犯罪グループ」の壊滅へ

熊本県警察本部刑事部組織犯罪対策課組織犯罪特捜第二係

水野 賢治

私は特殊詐欺捜査を担当していますが、県民が安全に安心して暮らせる社会を目指して犯罪組織の実態解明や各種犯行ツール対策を行うなど、犯罪組織の壊滅に向けた各種捜査活動を行っています。

最近では、暴力団員が暴走族等に加担していた少年らを集めてグループを結成し、その少年らをオレオレ詐欺の受け子として全国各地に派遣する事件が発生しました。捜査に当たっては、初期の段階から全国の関係警察と密に情報交換を行い、匿名・流動型犯罪グループの犯行であることを特定しました。これにより、早期に合同捜査本部を立ち上げ、グループの首魁を含む多数の被疑者を検挙することができ、その結果、犯行グループを壊滅するに至りました。さらに、グループの背後に存在する暴力團に打撃を与えるべく、同グループ上位者に対し、被害金返還等を求める民事訴訟の支援を行っています。

匿名・流動型犯罪グループは、離合集散を繰り返しながら、次々に新たなグループが出現してきますが、今後も、我々警察は「絶対に悪には負けない」という強い信念を持ち、全国警察が一丸となり、関係機関と連携しながら犯罪組織の壊滅を目指していきたいと思います。



匿名・流動型犯罪グループによる犯罪ビジネスモデルの実態解明とその解体に挑む



前 京都府警察本部刑事部捜査第五課薬物捜査第一係（現 京都府警察本部総務部総務課企画係）

奥村 祐輔

昨今、全国的に大麻事件が増加傾向にありますが、私は、昨年、20代の若者が「闇バイト」として荷受役となった大麻密輸入事件の捜査に従事しました。

犯人として逮捕した若者は金に困っていたところ、地元の先輩から紹介を受けた口座買取グループにSNSで連絡をとり、複数の口座を売っていました。しかしその報酬はもらえず、数日後、SNSを通じて同じグループから、密輸入される大麻の荷受役という「闇バイト」に誘われ、犯行へ加担することになったのです。

この捜査を通じて、匿名・流動型犯罪グループが、SNSを使って、金銭に困窮した若者を口座譲渡といった「闇バイト」の世界に引き入れ、報酬を支払わないまま、その世界から抜け出せない状態にして、大麻密輸入の荷受役という更に重い犯罪の実行犯に仕立て上げる犯罪ビジネスモデルの実態が判明しました。

私は、捜査を通じて、若者を安易に犯罪に走らせる危険性の高い仕組みが、日本の治安対策上大きな脅威となっている現状と同グループ壊滅の必要性を痛感しました。

今後も様々な警察活動を通じて、若者の将来を蝕む同グループによる犯罪ビジネスモデルを解体すべく、日々奮闘してまいります。

